

新型コロナウイルス関連情報

(ポルトガル-イタリア間のフライト運休措置延長及び査証等の証明書類有効期限の延長)

●ポルトガル政府は5月19日まで実施されていたポルトガル-イタリア間のフライト運休停止措置を6月15日(00:00時)まで延長する旨発表しました。

●また、規制措置緩和計画第2期実施にあたり、2020年2月24日以降に有効期限が切れた査証等の在留関係書類(Documentos e vistos relativos a permanencia em territorio nacional)、運転免許証(Carta de Conducao)、身分証明書(Cartao de Cidadao)、無犯罪履歴証明書(Registo Criminal)、ADSE保険証(Cartao de beneficiario familiar de ADSE)の期限有効期間に係る特例の延長を発表しました。これにより従前2020年6月30日までとされていた特例期限が2020年10月30日まで延長されました。さらに、10月30日より、2月24日以降に有効期限が切れた上記証明書は、各市民行政サービス拠点等に更新申請の予約をしていることを証明する文書(comprovativo do agendamento da renovacao)を提示することで、その有効性が認められます。

●ポルトガル政府説明サイト(ポルトガル語のみ)

<https://eportugal.gov.pt/covid-19>

【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話：+351-21-311-0560

FAX：+351-21-353-7600

e-mail：consular@lb.mofa.go.jp